

「県民の声を受けて」 8月1日公表分の概要

平成25年8月5日
戦略企画部

県民の声を受けて、8月1日付けで県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は56件ですが、このうち4件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は62件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B、Cを印した主な内容は3のとおりです。

1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	43	5	5	8	—	1	—	62

2. 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		1						1
戦略企画部		2						2
総務部		4					7	11
健康福祉部		6	1			7	5	19
環境生活部		3	2			1		6
地域連携部						1	1	2
農林水産部		3						3
雇用経済部		2		1		2		5
県土整備部						1		1
出納局								—
企業庁		1						1
病院事業庁		1						1
議会事務局		1						1
監査委員事務局								—
人事委員会事務局								—
教育委員会事務局		5	1			1	2	9
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局								—
計		29	4	1	—	13	15	62

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3. 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

①人事、採用、給与等に関するもの

- ・職員給与減額に関する意見：No. 7、No. 8、No. 9、No. 10、No. 11、No. 60
- ・県立学校現業職員の採用に関する意見：No. 57

(2) 県の取組に対する激励・賛同（別表の整理番号欄にBを印したもの）

- ・県庁受付に素敵な器に生花が飾られ、花の名前まで標されていることに初めて気づきました。しばし心が癒されました。：No. 14（管財課）

(3) 「県民の声を受けて実施した」案件

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が4件ありました。
直接県民サービスの向上のため、業務の改善等へ反映されたものは次ぎのとおりです。

（別表の整理番号欄にCを印したもの）

- ・「DV相談機関」が県ウェブサイトの情報では少なく、利用者がすぐに相談できるよう情報を整理してほしいとの要望を受け、相談機関に関する情報を充実した。：No. 30（子育て支援課）

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成25年8月掲載分：6月末に締め切り、県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、Cを印したものは、今月の主な内容（9件）
 - Aは職員に関するもの（7件）
 - Bは県の取組に対する激励・賛同（1件）
 - Cは「県民の声を受けて実施した」案件で直接県民サービス向上のため業務の改善等へ反映したもの（1件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2013/6/11	電子メール	提案意見	地震の備えについて	東海地震や南海トラフ地震の警戒心が薄れていると思います。近隣の県と合同で、官民一体の備えや防災意識を高めて下さい。	防災対策部	防災課	このたびは、貴重なご意見をありがとうございます。愛知県、岐阜県と合同で官民一体の備えや防災意識を高める取組につきましては、東海四県三市（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市）が連携して開催する防災シンポジウムや、国の関係機関、東海四県三市等の地方自治体、放送・通信事業者やライフライン、運輸・交通事業者等の指定公共団体や建設業協会など関係民間事業者団体等と合同で開催する広域連携・防災訓練等を通じ、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、関係団体との災害時の広域連携や連絡体制の強化などに努めているところです。今後も、このような活動を通じて隣県等との防災面における関係強化を図っていく予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
2	2013/6/13	電話	提案意見	「県政だより みえ」について	県の組織がわかりませんので、どのような課があって、どのような仕事内容なのかを「県政だより みえ」に載せて頂けませんか。1～2年かけても良いので紹介して下さい。	戦略企画部	広報課	県広報紙「県政だより みえ」では、県の組織に大きな変更があるたび、変更内容をお知らせしているところです。各所属の詳細の業務内容については、「県政だより みえ」の特集、連載、お知らせを通じて、お伝えできればと考えております。なお、各所属の主な所掌事務をまとめた「三重県の組織機構」という冊子を、各県庁舎でお渡ししておりますので、よろしければご活用ください。	すでに実施している
3	2013/5/29	FAX	提案意見	「県政だより みえ」について	ロープウェイや他にも三重県の日本一がたくさんあるはずですが。県広報紙「県政だより みえ」で特集をしてはどうでしょうか。	戦略企画部	広報課	「県政だより みえ」にご提案いただき、ありがとうございます。支柱の高さ日本一を誇る御在所ロープウェイや、日本で初めての旅客ロープウェイが尾鷲市で営業されたなど、ロープウェイについては、三重県との関わりが深いことから、「県政だより みえ」8月号で紹介を予定しています。これからも、県民の皆さんに三重県の素晴らしさを再発見していただけるよう、「県政だよりみえ」などを通じて、三重県の魅力をお伝えしていきます。	すでに実施している
4	2013/6/18	電子メール	提案意見	各種審議会委員の公募について	市は広報等で公募をしていますが、三重県は見られないのはなぜですか。知事は広く県民の声を聞くと言っていますが、矛盾しているように思います。一県民の審議会への参加があってこそ開かれた政策ではないですか。県民の声をしっかりと聞いてください。	総務部	総務課	このたびは、ご意見を頂きありがとうございます。三重県においては、公正で開かれた県政運営と県民各層の幅広い意見反映を実現するため、設置目的及び審議内容等から公募がふさわしいものについては、委員の公募に努めており、現在、三重県社会福祉審議会等9つの審議会等において、18名の委員が公募委員となっております。公募の募集案内につきましては、県ホームページへの掲載や募集チラシの各庁舎配架等を行っております。今後とも、開かれた県政運営を目指してまいります。	すでに実施している
5 (6) (40)	2013/6/12	封書葉書	照会	地方公務員の給料等について	・地方公務員の給料が何故国の予算によって左右されるのですか。 ・市町への交付税の配当は、人件費を削減しない市町にはどうするのですか。 ・三重県の仕事の仕組みについて、具体的にどのような改革が行われているのですか。	総務部	進行課 財政改革推	県では、平成24年3月に「三重県行財政改革取組」を策定し、その中で時代の変化にさらに対応し、また県民の皆さんにより成果が届けられるよう「仕組みの改革」としてさまざまな取組を進めています。詳しくは下記アドレスのホームページをご覧ください。http://ss100051/GYOKAKU/HP/kaiaku/index.htm	すでに実施している
6 (5) (40)	2013/6/12	封書葉書	照会	地方公務員の給料等について	・地方公務員の給料が何故国の予算によって左右されるのですか。 ・市町への交付税の配当は、人件費を削減しない市町にはどうするのですか。 ・三重県の仕事の仕組みについて、具体的にどのような改革が行われているのですか。	総務部	人事課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画において地方公務員の給与関係経費が削減されたことにより、当初予算編成において地方交付税等の減額により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応について、本県の厳しい財政状況を考えると、人件費を含めた財源捻出を行なわざるを得ません。ついては、今年度の予算執行に支障を及ぼさず、県民サービスを低下・後退させないこと、また、2年連続での給与減額となることから職員への影響を可能な限り少なくすることを十分に検討した結果、人件費による財源捻出を約53億円として、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限を定め、職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）減額、管理職手当を一律10%減額する条例案を提出したところです。今後とも引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。 （注）条例案を三重県議会6月定例会議に提出し、平成25年6月28日に可決されました。	反映は困難である
7 (A)	2013/6/17	電子メール	提案意見	県職員の給与減額について	三重県職員すべての給与を減額するとの発表が先日ありましたが、お医者さんの給与まで減らすのはなぜですか。全国的に見ても、三重県の公的病院のお医者さんが多くの給与をもらっているわけでもなく、むしろ低い傾向にあるはずですが。特にたださえお医者さんが不足している三重県では、お医者さんから見ますます魅力がなくなるといいます。県は医師確保を目的として活動しているようですが、矛盾しているように感じます。お医者さんにいてもらえるような県にしてほしいです。	総務部	人事課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画において地方公務員の給与関係経費が削減されたことにより、当初予算編成において地方交付税等の減額により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応について、本県の厳しい財政状況を考えると、人件費を含めた財源捻出を行なわざるを得ません。ついては、今年度の予算執行に支障を及ぼさず、県民サービスを低下・後退させないこと、また、2年連続での給与減額となることから職員への影響を可能な限り少なくすることを十分に検討した結果、人件費による財源捻出を約53億円として、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限を定め、職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）減額、管理職手当を一律10%減額する条例案を提出したところです。今後とも引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。 （注）条例案を三重県議会6月定例会議に提出し、平成25年6月28日に可決されました。	反映は困難である

8 (A)	2013/6/10	電子メール	提案意見	給料削減について	県職員の給料を下げるのに、業務補助職員の給料はなぜ下がらないのですか。年金をもらいながら働いている嘱託職員の給料も下げるべきです。体裁ばかりでなく痛みは公平になるようすべきだと思います。	総務部	人事課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画において地方公務員の給与関係経費が削減されたことにより、当初予算編成において地方交付税等の減額により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応については、本県の厳しい財政状況から人件費を含めた財源捻出を行わざるをえないと判断し、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで、職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）減額、管理職手当を10%減額する条例案を提出する予定です。ご意見のありました業務補助職員及び嘱託職員については、期末・勤労手当の支給対象職種ではないことなど支給される給与総額を総合的に判断して、給与の減額対象に含めないとしていますので、ご理解をお願いします。 （注）条例案を三重県議会6月定例会議に提出し、平成25年6月28日に可決されました。	反映は困難である
9 (A)	2013/6/7	電子メール	提案意見	県職員の給与削減について	今回の一方的な給与削減に抗議します。これまで言われていた地方自治はどうなったのでしょうか。職員の家族の生活についても考えてください。	総務部	人事課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画において地方公務員の給与関係経費が削減されたことにより、当初予算編成において地方交付税等の減額により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応について、本県の厳しい財政状況を考えて、人件費を含めた財源捻出を行なわざるを得ません。については、今年度の予算執行に支障を及ぼさず、県民サービスを低下・後退させないこと、また、2年連続での給与減額となることから職員への影響を可能な限り少なくすることを十分に検討した結果、人件費による財源捻出を約53億円として、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限を定め、職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）減額、管理職手当を一律10%減額する条例案を提出する予定です。今後とも引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。 （注）条例案を三重県議会6月定例会議に提出し、平成25年6月28日に可決されました。	反映は困難である
10 (A)	2013/6/6	電子メール	提案意見	給与削減について	この度、県職員の給与を引き下げる方針と聞きました。今物価が上昇し、労働者の賃金は上がる傾向です。大手コンビニエンスストアも賃金を引き上げると聞いています。公務員は不況になるとすぐに給与が下がりますが、このような方針を採られると世間並みの生活ができないように思います。給与が引き下げられるとモチベーションが低下します。給与に換算されていない仕事の辛さについても考えていただきたいです。	総務部	人事課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画において地方公務員の給与関係経費が削減されたことにより、当初予算編成において地方交付税等の減額により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応について、本県の厳しい財政状況を考えて、人件費を含めた財源捻出を行なわざるを得ません。については、今年度の予算執行に支障を及ぼさず、県民サービスを低下・後退させないこと、また、2年連続での給与減額となることから職員への影響を可能な限り少なくすることを十分に検討した結果、人件費による財源捻出を約53億円として、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限を定め、職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）減額、管理職手当を一律10%減額する条例案を提出する予定です。今後とも引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。 （注）条例案を三重県議会6月定例会議に提出し、平成25年6月28日に可決されました。	反映は困難である
11 (A)	2013/5/23	電子メール	提案意見	職員の給与減額について	国からの交付税が減額になったため、県職員の給与を減額する交渉が労使間で始まったと聞きました。800億円規模の予算で、83億円が減額になっただけで、職員の給与に手をつけるのは、いかなるものでしょうか。安易過ぎると思います。職員の生活を考えてやらないといけません。税収を拡大させるなど、他の方法を考えられないのでしょうか。身内に教員をしている者がいますが、平日も夜遅くまで学校で仕事をしています。土日でもクラブ活動や家庭訪問などで、ほとんど休んでいない状況です。県庁を見ても、いつも夜遅くまで電気が点いており、残業をされています。業務が多いのだろうと推測します。県庁の人は、服装がカジュアルすぎるとか、喋ってばかりいるというような意見もあるようですが、私が入りしている県の所属では、職員はみな、熱心に仕事に取り組んでいます。そんなに職員が頑張っているなかで、給与減額は過酷です。	総務部	人事課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画において地方公務員の給与関係経費が削減されたことにより、当初予算編成において地方交付税等の減額により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応について、本県の厳しい財政状況を考えて、人件費を含めた財源捻出を行なわざるを得ません。については、今年度の予算執行に支障を及ぼさず、県民サービスを低下・後退させないこと、また、2年連続での給与減額となることから職員への影響を可能な限り少なくすることを十分に検討した結果、人件費による財源捻出を約53億円として、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限を定め、職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）減額、管理職手当を一律10%減額する条例案を提出する予定です。今後とも引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。 （注）条例案を三重県議会6月定例会議に提出し、平成25年6月28日に可決されました。	反映は困難である
12 (26) (35)	2013/5/28	電話	提案意見	身体障がい者への対応について	先日、居住地の公的機関で身体障がい者の差別とも取れるような対応をされ、大変つらい思いをしました。そこで思ったのですが、三重県の人権に対する政策はどうなっているのでしょうか。こんな人権感覚があまりにも欠落した対応をされるということは、公的な機関の職員にさえ、障がい者の人権についての理解がないということになり、三重県が行っている政策が浸透していないということだと思います。これからのことが大事だと思うのです。三重県が障がい者の人権政策にどのように取り組んでいこうとしているのかを教えてください。	総務部	人事課	県職員の人権意識の一層の向上を図るため、目指すべき職員像を「さまざまな人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員」とし、新規採用時、主査級昇任時、所属長就任時など階層別の研修や各庁舎単位の研修などさまざまな研修を行っているところです。なお、研修では、さまざまな人権課題を取り扱っていますが、障がい者の人権については、人権課題の中の重要な分野として取り組んでいるところです。	すでに実施している
13	2013/6/10	電子メール	苦情	警備員について	県庁へ荷物の運搬を行う際、表口・裏口を問わず、搬入口付近に数分駐車するだけで警備員が駆けつけ注意します。真面目な対応だとは思いますが、あまりにも融通がきかないのではないのでしょうか。もう少し寛大な姿勢で仕事に取り組むことはできないのでしょうか。	総務部	管財課	ご意見ありがとうございます。行政棟正面玄関前にお車を駐車して、荷物の搬入及び搬出を行うことにつきましては、他の来庁者等の方々にも多大なご迷惑となりますので、原則禁止とさせて頂いております。荷物の搬入及び搬出につきましては、行政棟地階東側出入口をご利用頂きますよう宜しくお願いいたします。また、ご利用の際に東側出入口付近にお車を駐車されますと、他の利用者の方々にも多大なご迷惑となりますので、お車は東側出入口の左側にございます集配車専用駐車場に駐車頂き、ご利用頂きますよう宜しくお願いいたします。皆様が気持ちよく県庁舎をご利用頂くため、ご理解ご協力の方、宜しくお願い致します。	反映は困難である
14 (B)	2013/6/5	FAX	激励賛同	県庁受付について	月に1～2回、県庁に来ますが、県庁受付に素敵な器に生花が飾られ、花の名前まで標されていることに初めて気づきました。しばし心が癒されました。	総務部	管財課	この度は、お褒めいただき誠にありがとうございます。今後とも、来庁者の皆様に快適に感じていただけるよう努めてまいります。	すでに実施している
15	2013/5/28	電子メール	提案意見	動物愛護について	三重県の動物愛護管理センターは殺す為の施設ではなく、生かす為の施設であるべきだと思います。センターに收容された犬猫を生かすように取り組んで頂きたいです。公示日数が2日というのも考えられないくらい短いですし、命を救いたいという保護団体への譲渡もしないというのは正当な理由があるのでしょうか。成犬も老犬も命に変わりはありません。もっと意識を変えてほしいです。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、保健所に收容された犬について飼い主の元へ戻る機会を増やすため、狂犬病予防法で2日間と定められている公示期間を最大4日間まで延長し、保健所や犬が保護された市町で公示するとともに、三重県動物愛護管理センターのホームページで情報を発信しています。特に返還の可能性のある犬猫については、規定された抑留期間にとらわれことなく各保健所で柔軟に対応しています。また、殺処分される犬猫の数の減少をめざして、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に收容された犬猫の譲渡事業を実施しています。現時点では個人の譲渡希望が多く、団体譲渡は実施しておりませんが、今後、団体譲渡についても検討しながら譲渡事業の充実に取り組むとともに、犬猫の引取数及び処分数の減少をめざして、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している

16	2013/5/30	電子メール	提案意見	犬の飼育について	老人がリードをつけずに散歩させていた犬に子どもが追いかけられました。幸い子どもは噛まれたり、事故に遭ったりはしませんでした。リードをつけずに散歩させるということは三重県で認められているのですか。認められていないのなら、広報などで周知していただけないですか。広報していただきたい内容は「リードをつけずに散歩させると処罰がされるのか」、「どんな犬であれ恐怖を抱く人もいる」、「犬へのリードはマナーというより飼い主の義務である」、「リードをつけずに離していい場所」などです。予防注射の広報と同時にこのようなこともしっかりと啓発していただきたいです。犬に追いかけられた子どもが曲がり角を飛び出し、事故に遭ってからは遅すぎます。広報なら皆さん見ると思いますが、こちらもしリードをつけてない飼い主がみえたら、それを見せることもできます。よろしくをお願いします。	健康福祉部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。犬を含め動物の飼い主には、飼っている動物の習性等に応じて適正に飼養し、人に危害を加えたり、迷惑を及ぼすことがないように管理する責任があり、犬の放し飼いについては、三重県動物の愛護及び管理に関する条例で原則禁止されています。また、散歩の際は飼い犬を制御できる者が綱、鎖等で確実に保持することが規定されています。県では、ホームページや広報誌などを活用して動物の適正飼養に関する啓発を行うとともに、適正飼養に関するリーフレットを作成し、講習会や啓発活動で配布したり、自治会等に回覧用として提供するなどしています。また、飼い主が判明している場合には、その飼い主に対し、各保健所が犬の適正飼養についての指導にあたっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
17	2013/6/20	電子メール	提案意見	子宮頸がんワクチンについて	子宮頸がんワクチンは血友病とほぼ同じ図式であると思います。国民を犠牲にして製薬会社や医療機関が儲かる構造になっているのではないですか。少子化が益々ひどくなるだけではないですか。このような百害あって一利なしのワクチン接種は即刻やめるべきだと思います。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチンは、個人が負担する任意接種ですが、平成22年度から平成24年度まで間は、国の補助を受け県内各市町が費用を負担して接種事業を行っていました。平成25年3月、予防接種法が改正され、平成25年度からは市町が実施主体となる定期の予防接種として行われるようになりました。このワクチンはがん予防の有効な手段の一つですが接種後に、慢性的痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、国において緊急に専門家による検討が行われました。結果、ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性との比較の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。国は、今回の措置は、あくまで一時的な措置であり、より安心して接種を受けて頂くためのものとしていますが、定期接種の継続する一方で、積極的な勧奨を控えるとしています。県は、積極的な勧奨を控える国からの勧告について、市町及び医療関係者に周知徹底を図るよう協力依頼をしました。県としましては、実施主体である市町や接種を行う医療機関と協力して、確実に安心できる正しい情報の収集と提供に努め、県民のみなさんが混乱しないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
18	2013/6/20	電子メール	提案意見	子宮頸がんワクチン接種への対策について	子宮頸がんのワクチン接種は血液製剤事件と同じではないでしょうか。製薬会社や医療関係だけが潤い、県民は実験台です。三重県が何らかの対策を行い、若い女性たちを助けてほしいと思います。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチンは、個人が負担する任意接種ですが、平成22年度から平成24年度まで間は、国の補助を受け県内各市町が費用を負担して接種事業を行っていました。平成25年3月、予防接種法が改正され、平成25年度からは市町が実施主体となる定期の予防接種として行われるようになりました。このワクチンはがん予防の有効な手段の一つですが接種後に、慢性的痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、国において緊急に専門家による検討が行われました。結果、ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性との比較の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。国は、今回の措置は、あくまで一時的な措置であり、より安心して接種を受けて頂くためのものとしていますが、定期接種の継続する一方で、積極的な勧奨を控えるとしています。県は、積極的な勧奨を控える国からの勧告について、市町及び医療関係者に周知徹底を図るよう協力依頼をしました。県としましては、実施主体である市町や接種を行う医療機関と協力して、確実に安心できる正しい情報の収集と提供に努め、県民のみなさんが混乱しないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
19	2013/6/18	電子メール	提案意見	子宮頸がんワクチン接種の被害について	報道で子宮頸がんワクチンを接種し被害を受けた方の記事を見て、大変心が痛みました。このような状況でも、ワクチン接種を続けるのですか。行政は適切な判断をお願いします。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチンは、個人が負担する任意接種ですが、平成22年度から平成24年度まで間は、国の補助を受け県内各市町が費用を負担して接種事業を行っていました。平成25年3月、予防接種法が改正され、平成25年度からは市町が実施主体となる定期の予防接種として行われるようになりました。このワクチンはがん予防の有効な手段の一つですが接種後に、慢性的痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、国において緊急に専門家による検討が行われました。結果、ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性との比較の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。国は、今回の措置は、あくまで一時的な措置であり、より安心して接種を受けて頂くためのものとしていますが、定期接種の継続する一方で、積極的な勧奨を控えるとしています。県は、積極的な勧奨を控える国からの勧告について、市町及び医療関係者に周知徹底を図るよう協力依頼をしました。県としましては、実施主体である市町や接種を行う医療機関と協力して、確実に安心できる正しい情報の収集と提供に努め、県民のみなさんが混乱しないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
20	2013/6/17	電子メール	提案意見	子宮頸がんワクチンの危険性について	報道で子宮頸がんワクチンの危険性を知り「病気にかかる前に、ワクチンによって別の病気になるのではないか」と思うようになりました。これではまるで子どもたちがモルモットのようです。子宮頸がんワクチンに子どもたちは殺されるのではないかとさえ思えます。このようなワクチンの接種をいつまで続けるのですか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチンは、個人が負担する任意接種ですが、平成22年度から平成24年度まで間は、国の補助を受け県内各市町が費用を負担して接種事業を行っていました。平成25年3月、予防接種法が改正され、平成25年度からは市町が実施主体となる定期の予防接種として行われるようになりました。このワクチンはがん予防の有効な手段の一つですが接種後に、慢性的痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、国において緊急に専門家による検討が行われました。結果、ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性との比較の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。国は、今回の措置は、あくまで一時的な措置であり、より安心して接種を受けて頂くためのものとしていますが、定期接種の継続する一方で、積極的な勧奨を控えるとしています。県は、積極的な勧奨を控える国からの勧告について、市町及び医療関係者に周知徹底を図るよう協力依頼をしました。県としましては、実施主体である市町や接種を行う医療機関と協力して、確実に安心できる正しい情報の収集と提供に努め、県民のみなさんが混乱しないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする

21	2013/6/17	電子メール	提案意見	子宮頸がんワクチンについて	子宮頸がんワクチンを接種後、歩行困難、呼吸困難、体の痛みなどの重篤な副作用が出現するケースが後を断ちません。このワクチンの安全性は確認されているのですか。マウスの実験のみで、人間に投与しているのではないですか。三重県内だけでも、このワクチンの予防接種をやめるわけにはいかないのでしょうか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチンは、個人が負担する任意接種ですが、平成22年度から平成24年度まで間は、国の補助を受け県内各市町が費用を負担して接種事業を行っていました。平成25年3月、予防接種法が改正され、平成25年度からは市町が実施主体となる定期の予防接種として行われるようになりました。このワクチンはがん予防の有効な手段の一つですが接種後に、慢性的な痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、国において緊急に専門家による検討が行われました。結果、ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性との比較の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。国は、今回の措置は、あくまで一時的な措置であり、より安心して接種を受けて頂くためのものとしていますが、定期接種の継続する一方で、積極的な勧奨を控えるとしています。県は、積極的な勧奨を控える国からの勧告について、市町及び医療関係者に周知徹底を図るよう協力依頼をしました。県としましては、実施主体である市町や接種を行う医療機関と協力して、確実に安心できる正しい情報の収集と提供に努め、県民のみなさんが混乱しないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
22	2013/6/13	電子メール	要望	風疹の予防接種について	風疹の予防接種の助成が決まり、喜ばしいことだと思います。子育て世代の知事が推進された結果だと思っております。私は妊娠を希望しており、昨年7月に風疹の予防接種をしました。また、自分の周りの妊娠適齢期の女性に接種するよう勧められました。昨年春ごろより流行が始まり、メディアで注意喚起が行われていたため、妊娠を希望する女性の中には私のように昨年接種をすませた方もいると思います。今回の助成では6月から来年3月に接種した人が対象ということですが、赤ちゃんを守りたい一心で助成が決まる前に受けた人に対しても対象を広げていただけないでしょうか。任意の接種のため1万円かかり、負担は軽いとは言えませんでした。昨年接種した人がいなければ感染の拡大や赤ちゃんへの影響例がさらにあったことだと思います。ぜひ、ご検討ください。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。昨年度からの関西圏、首都圏を中心とした全国的な風しんの流行を受け、三重県内におきましても、昨年夏から発生者数が増加し、一時下火になったものの2月頃から再び増加し、5月には看過できない数となってきました。このような状況を受け、予防接種は、本来、国の責任において、地域格差なく全国一律に実施されるべきものであることから、三重県では5月には厚生労働省に対し、国が費用の全額を負担して風しんの予防接種を行うことを内容とする緊急提言を行いました。今のところ前向きな回答は得られていません。このため、本県においては、生まれてくる赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るために、期間や対象を限定した緊急的措置として、各市町が実施する助成制度に対し補助を行うこととしました。なお、接種助成を行う市町の意向も踏まえ、本年6月1日から来年3月末までを補助対象としたところであり、どうかご理解いただきたくよろしくお願いいたします。接種費用の助成は市町が行いますので、助成する対象や助成期間、助成額などは各市町で異なります。詳しいことは、お住まいの市町予防接種担当窓口等でご確認いただくこととなります。	反映は困難である
23	2013/6/12	電子メール	照会	風疹予防接種の補助について	報道で風疹の予防接種の補助をする施策を議会に提案すると知りました。とてもいいことだと思います。私は妊娠を希望しており、風疹にかかったことがないので5月に予防接種を受けました。今回の補助は「6月以降に予防接種を受けた人も遡って行う」とされています。どうして6月以降なのでしょう。年度をまたいでいたらあきらめることもできますが、5月に受けた私は補助されないのでしょうか。また、6月以降の部分については、市町で対応が異なるのでしょうか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。昨年度からの関西圏、首都圏を中心とした全国的な風しんの流行を受け、三重県内におきましても、昨年夏から発生者数が増加し、一時下火になったものの2月頃から再び増加し、5月には看過できない数となってきました。このような状況を受け、予防接種は、本来、国の責任において、地域格差なく全国一律に実施されるべきものであることから、三重県では5月には厚生労働省に対し、国が費用の全額を負担して風しんの予防接種を行うことを内容とする緊急提言を行いました。今のところ前向きな回答は得られていません。このため、本県においては、生まれてくる赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るために、期間や対象を限定した緊急的措置として、各市町が実施する助成制度に対し補助を行うこととしました。なお、接種助成を行う市町の意向も踏まえ、本年6月1日から来年3月末までを補助対象としたところであり、どうかご理解いただきたくよろしくお願いいたします。接種費用の助成は市町が行いますので、助成する対象や助成期間、助成額などは各市町で異なります。詳しいことは、お住まいの市町予防接種担当窓口等でご確認いただくこととなります。	反映は困難である
24 (43)	2013/5/27	電子メール	提案意見	鳥インフルエンザ対策について	鳥インフルエンザの世界規模での感染が懸念されていますが、私は専門家による措置が必要なのではないかと思っております。三重県では対策を行っているのでしょうか。また、鳥インフルエンザの対応を行った職員から一般の県民へ感染することはないのでしょうか。とても心配です。	健康福祉部	課薬務感染症対策	県内で家畜やヒトの鳥インフルエンザの発生があった場合、感染の拡大やヒトへの二次感染を防止するために、防疫作業に携わる職員は、県のマニュアルに基づいて、防護服や防護マスクを着用して、感染の拡大防止措置を講じながら感染家畜の殺処分等の作業に取り組むこととしており、職員から一般の県民へ感染することはありません。	すでに実施している
25	2013/5/7	封書葉書	提案意見	予防介護政策に関する提案について	将来、認知症予防、高齢者介護の負担軽減、孤独死、医療費の削減等々、高齢化社会に備えるための取り組みとして、自らも若者と老人と一緒に生活をするシェアハウスを建設しようとしています。予防に関する政策は重要視されるべきだと思います。行政の側からも後押しできる施策や援助、補助の政策ができることを願っています。	健康福祉部	長寿介護課	貴重なご意見をありがとうございます。高齢化率が23%を超えた現代社会において、高齢者がいきいきとした生活を送ることは大変意義のあることと考えており、県としても市町の行う介護予防事業の支援に取り組んでいるところです。今回ご紹介いただきました民間における取り組みにつきましても、高齢者の生きがいづくりや世代間交流など、地域の人々が互いに支え合う社会づくりの先進的事例として参考にさせていただくとともに、今後のさらなる発展を期待しております。	施策の参考とする
26 (12) (35)	2013/5/28	電話	提案意見	身体障がい者への対応について	先日、居住地の公的機関で身体障がい者の差別とも取れるような対応をされ、大変つらい思いをしました。そこで思ったのですが、三重県の人権に対する政策はどうなっているのでしょうか。こんな人権感覚があまりにも欠落した対応をされるということは、公的な機関の職員にさえ、障がい者の人権についての理解がないということになり、三重県が行っている政策が浸透していないということだと思います。これからのことが大事だと思うのです。三重県が障がい者の人権政策にどのように取り組んでいこうとしているのかを教えてください。	健康福祉部	障がい福祉課	本県としましては、障がいの有無にかかわらず、県民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、内閣府と共催で「心の輪を広げる障害者理解促進事業」として、小・中・高等学校を中心に、体験作文や障害者週間のポスター募集などを行い、広く県民の皆様へ障がい者の問題は社会の側にあることが理解されるよう努めています。今後とも人権に配慮した社会が実現するようさまざまな取組を実施してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行されたことに伴い、本県では「三重県障害者権利擁護センター」を開設しました。あわせて各市町にも通報・相談ができる障がい者虐待対応窓口を開設しており、各福祉事務所において、障がい者の権利擁護に関する相談を受け付けていますので、申し添えます。	すでに実施している

27	2013/5/23	電話	提案意見	ウォーキングのしやすい環境づくりについて	健康づくり、メタボリック症候群の予防について提案があります。高台に向かっていく道を一方通行にし、往路、復路として、ウォーキングに使えるようにしてはどうですか。一方通行にするとすれ違いなどが安全にできますから、ウォーキングしやすいと思います。往復で10～15分ぐらいで、傾斜のある道を登るのですから、ゆっくりと踏み込む運動ができるわけです。そうすると、この運動は骨のためにもなるのです。これを政策に取り入れて「三重の健康ミエノミクス」として活かしてもらえませんか。	健康福祉部	健康づくり課	ご意見ありがとうございます。三重県では、三重の健康づくり基本計画「ヘルシービープルみえ・21」に基づき、県民の皆さんの健康づくりについて様々な取組を推進しています。ご指摘いただいたとおり、健康づくりやメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するために、ウォーキングなどにより日常生活において歩くことを習慣化することは非常に有効であると考えています。「ヘルシービープルみえ・21」においても、「日常生活における歩数」を評価指標の一つとして設定しており、県民の皆さんが歩くことを習慣化できるよう、今後も取組を推進していきます。今回ご提案いただいた内容につきましては、道路の整備や規制については、管理者や道路利用者など様々な関係者のご理解とご協力が必要であると考えますが、ご主旨を今後の健康づくり施策の推進にあたって参考とさせていただきます。	施策の参考とする
28	2013/4/19	電子メール	提案意見	C型肝炎治療費助成について	私は、三回目のインターフェロンの治療を行っています。本来なら一回で終わる治療なのですが、二回目までウィルスが消えることありませんでした。三回目は医師から「副作用が強く死亡者もいるがどうするか」と言われました。そのような副作用の強い治療はしたくなかったのですが、「このままでは、肝がんになる」と言われたので思い切って治療をしました。副作用で働く事ができないほどでした。治療は24週の予定で申請して助成をうけました。しかしウィルスが消えるまで時間がかかり「あと24週治療を続けた方が治療効果は上がる」と言われたので、治療を続けました。この24週の助成の確認をしたところ認められないと保健所から言われました。私は治療を続けて完治したいと思っているのに助成がないのはおかしいと思います。医師も「おかしい」と言っていました。肝炎の治療の助成はどのようになっているのですか。県で無理なら厚生労働省に県から陳情するべきではないですか。	健康福祉部	健康づくり課	ご意見いただきました治療費の助成に関しましては、助成制度の上限である3回の助成を受けていただいております。このような中、4回目の助成の申し出をいただきまして、厚生労働省に対し助成の延長の可否について確認しましたが、エビデンス（臨床的な裏付け、証拠・根拠）の明らかでない治療については、助成を認めないとの回答でしたのでご理解の程お願いします。今後も国における治療費助成の取扱いの動向に注視するとともに、新たな治療法等に対する助成対象医療の拡大を要望していきたくと考えています。	反映は困難である
29	2013/6/5	電子メール	提案意見	青少年健全育成条例について	三重県の青少年健全育成条例では、パティンターなどの営業所への出入りが18歳未満の者は午後10時までとなっています。これですと、高校生の同級生でも〇〇君は18歳になったから午後10時以降の営業所の出入りができるけれど、3月生まれでまだ17歳の〇〇君は午後10時以降の営業所への出入りはできないということになります。これでは早生まれの人たちが仲間はずれになってしまいます。県条例を年齢にするのではなく学年で決めてほしいと思います。「高校生以下は午後10時以降の営業所へは立ち入り禁止」というようにできないものではないでしょうか。	健康福祉部	子どもの育ち推進課	三重県青少年健全育成条例では青少年を6歳以上18歳未満の者と規定しています。青少年健全育成条例と関連が深い児童福祉法や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、労働基準法等の法令では、18歳未満の者を保護対象としていること、また一般的な青少年の精神的、身体的な発達状態を考慮し当条例では「18歳未満」といった規定をしています。義務教育ではない高校等においては、様々な事情により、年齢にばらつきがあることから他の法令では年齢での規定をしており、当県の条例も同様としておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。県では引き続き、保護されるべき青少年を犯罪被害から守るために危険の多い深夜における外出について制限していきたくと考えています。	反映は困難である
30	2013/6/7	電話	苦情	県ウェブサイトについて	「DV相談機関」が県ウェブサイトの情報では少ないと思います。他県では機関別（相談支援センター等、県の相談機関、市の相談機関、警察の相談窓口、法務局の相談窓口、検察庁の相談窓口、民間の相談機関など）に整理されているところもあるので、三重県でも利用者がすぐに相談できるよう情報を整理してほしいです。	健康福祉部	子育て支援課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談について、三重県配偶者暴力相談支援センターをはじめ、県内の福祉事務所等に女性（婦人）相談員を配置し、DVの被害に遭われた方からの相談に応じているところです。県のホームページでは、これらの情報を掲載してきたところですが、ご指摘いただきましたとおり、相談できる曜日や時間帯、他の機関の情報を掲載しておりませんでしたので、いただいたご意見を参考にして、相談機関に関する情報を充実しました。	県民の声を受けて実施した
31	2013/5/30	電話	要望	児童相談所の年齢制限について	児童相談所は、年齢だけの制限ではなく、せめて高校卒業するまでケアしてくれる様に条件を変えて欲しいです。息子は高校3年生で5月に18歳になり、児童相談所から津のあすなろ学園を紹介されました。小学生の頃からお世話になってきましたので、出来れば高校卒業まで同じ所で引き続いてお世話になりたいです。	健康福祉部	児童相談センター	ご意見ありがとうございます。児童相談所は、児童福祉法に基づき、施設入所児童を除き、18歳未満の児童に対する相談業務を行っています。従って、相談可能な期間がそれぞれの児童の誕生日により異なっているのが実情です。児童相談所としましては、このような場合、それぞれのお子さんの状態に応じ、その後の相談窓口になりうる行政機関や医療機関等の関係機関のご紹介に努めているところです。今後も引き続き、児童の健全育成に努めるとともに、子ども達や子育て家庭の皆さんが、安心して地域で生活していただけるよう、相談援助活動や関係機関との連携強化に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
32	2013/6/20	電話	苦情	自殺予防・自死遺族電話相談について	「自殺予防・自死遺族電話相談」に電話しても、全然つながりません。本当にやっているのですか。毎週月曜日の13時から16時の間にずっとかけているのに電話に出てくれません。受話器が上がっているのかと思ったほどです。どうなっているのですか。本当にやっていないのなら県の広報紙に載せるべきではないし、やっているのならつながるようにしてください。	健康福祉部	タコ	こころの健康センターでは、平成23年4月から「自殺対策情報センター」の機能を備え、地域の自殺対策が総合的に推進できるように、関係機関等と連携しながら普及啓発や支援者の人材育成、情報発信、専門相談の実施や自死遺族支援に努めています。ご意見をいただいた専門電話相談は、毎週月曜日の午後13時から16時に実施しており、多くの自死予防や自死遺族に関する相談を受けています。相談される方の話に耳を傾け、気持ちを受け止め丁寧な対応に心がけているため電話回線の占有率は50%前後（通話2回に1回話中になります）で推移し少しづつ健康な状況が続いております。ご迷惑をおかけしておりますが、今後も相談体制の維持と丁寧な相談に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	すでに実施している
33	2013/6/5	電話	要望	引きこもり専門電話相談について	引きこもり専門電話相談に電話をしたのですが、つながりません。対応してもらえないのが週に一度だけで、しかも時間が大変短いので何度もかけていますがつながったことがありません。私自身が引きこもって、少し働いてまた引きこもってを繰り返しています。ですので、このような社会のサポートは大変重要だと思っています。引きこもりの人は絶望しやすく、自殺する確率も高いので、ぜひとも体制を拡充していただき、365日24時間体制で対応してもらえないようにしてください。	健康福祉部	タコ	こころの健康センターでは、平成25年4月から「引きこもり地域支援センター」として、支援機関の連携強化や、研修会の開催など支援者の人材育成につとめています。ご意見をいただきました専門電話相談は、毎週水曜日の午後13時から16時に実施しており、多くの当事者・ご家族からの相談をお受けしています。4月以降はPR効果もあっていりまので、ご理解とご協力をお願いいたします。	すでに実施している
34	2013/6/10	電子メール	提案意見	水質改善について	英虞湾が汚染されている事をテレビで見ました。英虞湾に流れ込む河川の水質改善が必要です。水源から河川・水源地から山間は針葉樹（杉）の徹底伐採が必要で広葉落葉樹に変える必要があります。麓地帯は勿論、広葉の落葉樹が必要ですが、場所により桜とかもみじ等で季節観光公園も好ましいでしょう。山の落葉が腐植になるまで急激な改善は出来ませんが1年ごとに水質がよくなるでしょう。農家や業者が山に入り腐植を持ち出す事を厳禁しなければなりません。やがて、腐植が堆積し始めるとその腐植層からフミン酸鉄が流れ出てきます。このフミン酸鉄が海を浄化してくれます。	環境生活部	大気・水環境課	ご意見ありがとうございます。英虞湾の有機物による汚れの指標であるCOD（化学的酸素要求量）の値は、近年、横ばいからやや低下傾向にあります。過去10年間（H14～H23）で環境基準（基準値2mg/l）を達成したのは2回のみで、特に湾奥部で環境基準値の超過が多くみられます。水質改善のため、これまで工場・事業場への立入検査や生活排水対策などに取り組んできましたが、環境基準を達成できるよう、関係機関と連携して引き続きこれらの取組を進めていきます。	すでに実施している

35 (12) (26)	2013/5/28	電話	提案意見	身体障がい者への対応について	先日、居住地の公的機関で身体障がい者の差別とも取れるような対応をされ、大変つらい思いをしました。そこで思ったのですが、三重県の人権に対する政策はどうなっているのでしょうか。こんな人権感覚があまりにも欠落した対応をされるということは、公的な機関の職員にさえ、障がい者の人権についての理解がないということになり、三重県が行っている政策が浸透していないということだと思います。これからのことが大事だと思います。三重県が障がい者の人権政策にどのように取り組んでいこうとしているのかを教えてください。	環境生活部	人権課	三重県では、人権が尊重される社会を実現するため、「三重県人権施策基本方針」を策定し、人権施策に取り組んでいます。基本方針では、重要な人権課題の1つとして障がい者の人権を位置づけ、啓発などに取り組んでいます。今後とも、県民の皆さんや、企業、住民組織、NPOなどの団体、国や市町など、多様な主体との連携・協働を図り、差別のない、人権が尊重される社会の実現をめざして、取組を進めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	すでに実施している
36	2013/5/23	電話	提案意見	自転車の安全対策について	交通安全の提案です。このごろ自転車をよく見かけますが、後方の確認がおろそかになっているように思います。サイドミラー（後ろを確認できるようなミラー）をすべての自転車に取り付けるように義務付けてはどうでしょうか。三重県として自転車業界に働きかけてください。	環境生活部	交通安全課	自転車の安全対策について、ご意見をいただき、ありがとうございます。自転車の交通事故の原因は、安全確認が多く、安全確認が重要です。ミラーは、自転車利用者の方々それぞれの必要性に応じて、後方の安全確認の補助的なものとして、各利用者により整備されているものと認識しております。今後も、関係機関団体と連携して、四季の交通安全運動等を通じて自転車の安全な乗り方について広報・啓発活動を行うとともに、目視による確実な安全確認の励行及び交通安全意識の高揚に努めていきたいと考えております。貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。	施策の参考とする
37	2013/6/17	電子メール	提案意見	資源回収について	都市鉱山（都市でゴミとして廃棄される家電製品の中に存在する有用な資源）回収のため、自治体で回収されている不燃ごみ・粗大ごみ・小型家電・自転車等を専用回収にして三重県主導で資源回収業者と連携し、再資源化を推進し、埋立地へ行くゴミを減らしてほしいと思います。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	本年4月に施行された小型家電リサイクル法では、「市町村は、収集した小型電子機器等を、再資源化を適正に実施する認定事業者等に引き渡すよう努めなければならない。」とされており、一部の県内市町においては、既に分別・回収が始まっています。また、多くの市町においても実施が検討されているところです。県では、市町に対し必要な情報提供等を行い、法の主旨に沿って小型電子機器等の分別・回収の実施ができるよう、適切な支援をしてまいります。また、金属を多く含む廃棄物については、多くの市町が資源ごみとして回収し、金属等の再資源化が行われています。県は、今後も市町等と連携し、ごみゼロ社会（ごみの発生・排出が抑制され、排出された不要物は最大限資源として有効利用される社会）の実現に向け、各種取り組みを行ってまいりますので、引き続き御理解、御協力賜りますよう、よろしく申し上げます。	すでに実施している
38	2013/6/10	電子メール	提案意見	アスファルト・コンクリートがらについて	高速道路に併走する管理用道路に、アスファルト・コンクリートがらがトータルで約トラック1台分あります。適正に処理していないものは廃掃法違反ではないでしょうか。管理者には撤去処理義務があるはずですが。環境悪化の行為は僅かでもやめてもらいたいと思います。	環境生活部	導廃棄物監視・指	情報提供いただいた内容について、6月10日に現地調査及び関係機関からの聞き取り調査を行いました。その結果、行為者は不明で、廃棄物の撤去等今後の対応につきましては、当該道路の管理者である津市役所津北工事事務所にて行われることとなりました。	県民の声を受けて実施した
39	2013/5/21	電話	苦情	工事現場の騒音等について	近くで工事をしているのですが、騒音や振動がひどく周辺から苦情が出ています。それに工事現場で出た廃棄物を工事現場で処理しています。廃棄物には木くずやコンクリート片も混ざっていて、中間処分場に運ぶべきものだと思います。工事の許可を出す前に、どのような被害が出るのかを調査しておくべきではなかったのかと思います。	環境生活部	所松環境地域室防災総合事務	ご連絡ありがとうございます。現場の状況を確認し、工事会社に聴き取りを行いました。同工事会社によると、土地の造成にあたり掘削調査を行ったところ、過去に埋設されたコンクリートがら等の廃棄物を確認したことから、その廃棄物の掘削撤去作業を実施しているとのことでした。掘削撤去した廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、許可業者へ処分を委託していましたが、作業時に騒音や振動が発生していたことから、周辺住民の方へ工事内容を十分説明し、生活環境への影響を防止するよう指導いたしました。	県民の声を受けて実施した
40 (5) (6)	2013/6/12	封書葉書	照会	地方公務員の給料等について	・地方公務員の給料が何故国の予算によって左右されるのですか。 ・市町への交付税の配当は、人件費を削減しない市町にはどうするのですか。 ・三重県の仕事の仕組みについて、具体的にどのような改革が行われているのですか。	地域連携部	市町行財政課	地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、本来地方の税収入とすべきものを、国税として国が代わって徴収し、その一定割合を合理的な基準で再配分する、地方固有の財源です。平成25年度の普通交付税は、地方公務員の給与も国家公務員と同様の給与減額措置を行うことを前提とする一方で、地域活性化等の緊急課題に対処するための新たな措置などを反映して、交付されます。	反映は困難である
41	2013/6/10	電子メール	提案意見	県有スポーツ施設への交通手段について	私も子どもの試合の関係上、いろいろな場所に行かせてもらいましたが、鈴鹿スポーツガーデンは他県にも負けない立派なスポーツ施設であり、県民として自慢できてとてもうれしいです。しかし、交通手段では、路線バスがありますが、案内されている最寄の乗降口からは徒歩15分、お年寄りや子どもではそれ以上かかり、周りには民家等も少なく治安上も危険で、子どもだけの利用はとても安心できないのが非常に残念です。2021年の三重国体に向かって、県民のスポーツ力向上のため、若年者から高齢者までもっと利用できるように、施設の前にバスの乗降口を設けることができないでしょうか。	地域連携部	国体準備課	日頃は県営鈴鹿スポーツガーデンをご利用いただきありがとうございます。平成17年に路線バスが廃止となるまではスポーツガーデン内まで路線バスが運行されていましたが、現在は鈴鹿市のコミュニティバスが付近のバス停（スポーツガーデン口）を経由して運行されている状況です。このバス停からスポーツガーデンへは徒歩15分程度要することから、指定管理者を通じてスポーツガーデン内への乗り入れを鈴鹿市に要望しているところですが、現行のルートから迂回するコースの設定は現状の利用客への負担もあり、対応が難しいとの回答を鈴鹿市より受けています。県としては、現行のバス利用客の利便性を大きく損なわない範囲でスポーツガーデンの利用者の利便に資する方策が立てられないか、引き続き鈴鹿市に対して要望を続けていくこととしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	施策の参考とする

42	2013/6/5	電子メール	提案意見	マイヤーレモンの知名度アップについて	マイヤーレモンの生産量は三重県が日本一だと言われています。昨今、海外原料への不安、不信感が高まる中、マイヤーレモンは安全ですばらしい素材ですので、三重県の代表産物、日本の代表産物にしない手はないと思います。まだまだマイヤーレモンの知名度自体が低い現状もありますが、県としてもマイヤーレモンの普及に取り組んでください。	農林水産部	フードイノベーション課	このたびは、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。マイヤーレモンですが、三重県の素晴らしい製品のひとつと考えていますが、全国的には、まだ十分に知られていません。三重県にはマイヤーレモン以外にも、地域では当たり前と思われていても、県外から見るとビジネス価値が高い産品が多くあることから、それらの産品を発掘する取組として「三重のバイオトレジャー事業」を、平成19年度から平成23年度まで実施しました。マイヤーレモンについては、「平成19年度三重のバイオトレジャー」に選定されています。県では、5年間で発掘しました「三重のバイオトレジャー」をすべて掲載したパンフレットを作成し、県内外の小売店、商社、問屋、飲食店などに、機会がある毎に配布しています。また、大都市圏での小売店や飲食店などで三重県フェアが実施される場合には、県が、より多くの三重県の素晴らしい産品を使っていたらというPRを行っており、その時に紹介する産品の1つに、マイヤーレモンも含まれています。三重県には、マイヤーレモンをはじめとする素晴らしい産品が沢山ありますので、今後も引き続き知名度向上に努めていきます。	すでに実施している
43 (24)	2013/5/27	電子メール	提案意見	鳥インフルエンザ対策について	鳥インフルエンザの世界規模での感染が懸念されていますが、私は専門家による措置が必要なのではないかと思えます。三重県では対策を行っているのでしょうか。また、鳥インフルエンザの対応を行った職員から一般の県民へ感染することはないのでしょくか。とても心配です。	農林水産部	畜産課	本県では農林水産省の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、県内の養鶏農場に対し、鳥インフルエンザにおける監視体制の強化を図るとともに、農場へのウイルス侵入防止を図るための飼養衛生管理を指導しています。また、関係機関との連絡体制の整備、発生時に使用する防護服等の備蓄をしております。	すでに実施している
44	2013/5/20	電子メール	要望	青山高原の風力発電増設工事開始による希少動植物への大きな影響について	青山高原で風力発電増設工事が開始されたことにより、クマタカが見られなくなり、ヨタカ（準絶滅危惧）が激減し、野鳥の巣が破壊され、ヤマツツジ、ブナが移植されず伐採されるなど、大きな影響が生じておりますので、国立公園を守り、環境影響評価書などでの約束を履行させるため、適切な指導をお願いします。	農林水産部	みどり共生推進課	猛禽類については、条例による環境アセスメントの事後調査で、事業者が平成25年2月から7月までの毎月1回3日間連続で事業計画地内外の10地点を定点観測しています。事業者からの報告によると、猛禽類の飛翔は、伐採前後ともに、環境影響評価調査時とほぼ同様の場所で確認されていますが、事業区域内での飛翔は確認されていないということでした。今後、7月までの調査の結果をもとに、環境影響評価時との比較を行って、生息状況の変化を把握できる解析を「猛禽類の保護の進め方」に基づいて行う予定である旨、事業者から報告を受けています。ヨタカについては、事業区域内で、工事実施後（本年6月の調査）も工事実施前とほぼ同数の鳴き声が確認されている旨、事業者から報告を受けています。ツツジ類、希少植物については、事業者が可能な限り移植することとなっています。これまでに生育状態の良いものを専門業者により選定し、ツツジ類130本を移植しており、移植後の完了報告を受け現地にて移植を確認しました。また、ブナの伐採については、伐採が最小限になるよう事業者へ指導しております。5月末時点で点在する10本を伐採する計画としていましたが、盛土部分の3本は残すこととし、伐採は7本とするよう計画を変更しており、ブナ群落等の大量の伐採の確認はできませんでした。事業者は、管理用道路の法頭や法尻等に生育し、いずれ支障になるような箇所についても伐採を見合わせており、それらを含めてツツジ類約500本の移植が計画されています。事業者は作業員に対し、自然豊かな自然公園内での開発についての動植物の保護について周知徹底を行っており、何かあったらその都度、事業者へ連絡が入るような体制としています。また、許可において開発に伴う環境への影響を少しでも軽減するため、「伐採範囲は必要最小限とすること。」としています。三重県としては、動植物への影響が最小限となるように開発計画を指導しており、その計画から逸脱した施工はされていないことを確認しております。	すでに実施している
45	2013/4/30	電子メール	提案意見	メタンハイドレートに関する報道について	最近、海洋資源としてメタンハイドレートに関する報道が目につきます。特に3月に天然ガス産出に成功してから報道も多いですが、多くのマスコミではその位置は愛知県（渥美半島）沖と書かれています。しかし、地図で見ると、愛知県沖というよりは明らかに三重県沖です。報道機関に対して「三重県沖」もしくは「三重・愛知県沖」と記述するよう申し入れるべきではないでしょうか。全国的に三重県の知名度は低いので、少しでも露出を多くするよう努力して頂きたいと思えます。	雇用経済部	エネルギー政策課	ご指摘のありましたとおり、今回のメタンハイドレート産出実験場所は、志摩半島から54km、渥美半島から74kmと、三重県が最も近いことから、「愛知県（渥美半島）沖」のみの報道に関しては、極めて遺憾に考えています。メタンハイドレート産出地点の名称については、事業主体である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構においても正式名称を「渥美半島～志摩半島沖（第二渥美海丘）」としていることから、報道がある都度、正確な名称とするよう各報道機関へ申し入れを行ったところですが、今後も、同様な報道があった際は、引き続き申し入れを行ってまいります。	すでに実施している
46	2013/6/12	電子メール	提案意見	三重県の観光戦略について	今年は伊勢神宮の式年遷宮の年ですが、三重県は観光戦略として全国発信や世界発信をしているのでしょうか。官民一体となった活動を行うべきだと思います。	雇用経済部	観光政策課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご意見いただいた三重県観光の情報発信については、神宮式年遷宮を迎える今年4月から3年間、官民一体となって「三重県観光キャンペーン」を展開しています。「三重県観光キャンペーン」では、さまざまな情報発信を行っています。首都圏・全国へ向けは、各種イベント等を実施しており、今後、今秋に開設する首都圏営業拠点において、メディアやエージェントへの情報提供を行ってまいります。関西圏・中京圏へ向けは、関西での各種イベントへの出展や名古屋通りカフェを拠点とした情報発信を行っています。今後も、官民が一体となって「三重県観光キャンペーン」を盛り上げ、三重県を訪れた方々に満足していただけるよう、よりいっそう努めてまいります。	すでに実施している
47	2013/6/10	電子メール	提案意見	観光地の取材対応について	ある観光地のテレビ取材の方法が良くないと思いました。対応専門部局を設置し、官民対応をするべきではないかと思えます。	雇用経済部	観光政策課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご意見いただいた三重県観光の情報発信については、神宮式年遷宮を迎える今年4月から3年間、官民一体となって「三重県観光キャンペーン」を展開しています。「三重県観光キャンペーン」では、さまざまな情報発信を行っています。首都圏・全国へ向けは、各種イベント等を実施しており、今後、今秋に開設する首都圏営業拠点において、メディアやエージェントへの情報提供を行ってまいります。関西圏・中京圏へ向けは、関西での各種イベントへの出展や名古屋通りカフェを拠点とした情報発信を行っています。今後も、官民が一体となって「三重県観光キャンペーン」を盛り上げ、三重県を訪れた方々に満足していただけるよう、よりいっそう努めてまいります。	施策の参考とする

48	2013/5/16	封書 葉書	苦情	観光地のタクシー運転手の対応について	5月12日(日)にお伊勢参りをしましたが、五十鈴川駅から内宮まで乗車したタクシーの運転手の対応が非常に悪かったです。タクシーは許可制ですが、許可を受けたタクシー業者の教育は、許可する者の責任ではないかと思えます。	雇用 経済 部	観光 政策 課	このたびは、お伊勢参りに向かうタクシーにおける極めて不適切な対応により、大変不快な思いをされたとのこと、心よりお詫び申し上げます。タクシー事業の許可権限は、県ではなく国土交通省中部運輸局が担っていることから、今回の事案といただいたご意見について、中部運輸局に報告させていただきました。中部運輸局からは、タクシー事業者全体に、今回の事案といただいたご意見を伝達するとともに、接客について指導する旨回答をいただいております。本県として深刻な問題として受け止め、さまざまな機会を通して周知するとともに、観光事業者らの「おもてなし」の向上を徹底し、改善の努力を図ってまいります。三重県では、神宮式年遷宮を迎える今年の4月から3年間、「三重県観光キャンペーン」を展開しております。三重へお越しになった観光客の方々に再び三重を訪れたいと実感していただけるよう、県民や市町、観光事業者らが一体となって、「おもてなし」の向上に取り組んでいるところでございます。このようなことが二度と発生しないよう、引き続き、地域と一体となって、観光人材の育成や「おもてなし」の向上の取組を進めてまいります。	今年 度内 に反 映し たい
49	2013/5/10	電話	提案 意見	観光地における外国語表示等について	観光地において、複数の外国語表記が見受けられますが、日本らしさを楽しみたい外国人客にとっては興ざめとなりかねません。少なくとも、英語以外の外国語表記はやめるべきです。先日、伊勢鳥羽志摩インバウンド協議会のニュースを見ましたが、中国だけでなく、政治的にリスクのある韓国も誘客の対象から外すべきです。	雇用 経済 部	国際 戦 略 課	ご意見ありがとうございます。観光地における外国語の案内表記については、訪れる外国人観光客の利便性の観点から、景観にも配慮しながら行っています。三重県内においても、平成23年度に国の事業を活用し、駅やバス停留所、観光案内所等の案内表記について、英語を基本に、訪日観光客数の多い中国語(簡体字、繁体字)や韓国語による多言語化、ピクトグラム化に取り組んできたところです。また、誘客に力を入れる対象国や地域は、県や市町により様々であり、現在三重県では、台湾からの誘客に力をいれているところです。この他、タイをはじめ東南アジアからの訪日観光客が増加していることから、東南アジアへのPRも行っています。	施策 の参 考と する
50	2013/6/5	電 子 メール	要望	ハザードマップ(災害予測図)一覧について	浸水想定区域図をインターネットで閲覧したのですが、地図がどうスキャンしたのかわかりませんが、文字すら読めません。これでは水害時の帰宅経路が読めません。津波の浸水予測図のPDFは非常に解像度が良く、拡大しても遜色ありません。	県土 整備 部	河川 ・ 砂 防 課	ご意見をありがとうございます。公表中の河川の浸水想定区域図について、一部の図面では拡大した場合に背景地図がぼやけ、文字が判読できないことを確認しました。これらの図面は作成年次が古く、背景地図は縮尺1/10,000の図面を画像化したものであるため、拡大した場合に、拡大前の画像の表示品質を維持できないことがわかりました。一方、津波の浸水予測図や、近年作成した浸水想定区域図の背景地図は、拡大した場合も表示品質が維持できるものとなっています。今後はより判りやすい浸水想定区域図となるよう、図面の描画方法について検討を進めて参ります。また、各市町では、この浸水想定区域図を基に他の河川による影響も考慮し、避難場所等を記したハザードマップを作成していますので、水害時の避難情報収集の際には、こちらも参考にさせていただきたいと思います。	施策 の参 考と する
51	2013/5/28	電 子 メール	提案 意見	公有財産の処分について	三重県がダム発電施設を民間に無償で譲与した後、県の担当部署の長がその民間会社に天下りをしをされています。つまり、財産の無償譲与と引き替えに天下りをしているのです。発電施設は耐用年数を過ぎているから財産の残存価値がゼロである、という三重県独自の判断です。民間会社においては、こういったケースでは、収益還元法により、財産価値を計ります。したがって、発電が可能であれば、収益を生み出すことが可能なので有価財産であり、無償譲与なんて有り得ません。発電施設は、税金で購入し、建設したものですよね。このような公共用財産の私物化が許されるのですか。	企 業 庁	電 気 事 業 課	ご意見ありがとうございます。ご指摘の内容は、水力発電事業の電力会社への譲渡のことと思います。県の水力発電事業は、昭和27年に最初の発電所を建設して以降、合わせて10箇所の発電所を建設し(発電施設の一部は国等から補助金を受けた施設もあります。)、管理運営を行ってきました。平成23年に、3ヶ年かけて10箇所すべての水力発電所を譲渡対価105億円で電力会社に譲渡することに合意しました。その譲渡対価については、県の簿価をもとに電力会社と交渉を行い決定した金額であります。その後、2発電所については、平成25年4月1日に譲渡しましたので、現在は、8箇所の発電所を管理運営しています。なお、ご指摘のような民間会社への天下りの事実はありません。	す で に 実 施 し て い る
52	2013/6/18	電 子 メール	提案 意見	県立病院の経営収支の開示について	平成21年度頃までは、各県立病院の経営明細が公表されており医療収益比率、人件費率、繰入金など各種データで県立病院の経営状態が1年遅れでも把握出来ましたが最近では経営明細が発表されていないのでないでしょうか。少なくとも経営収支明細は、以前の様に分かりやすく公表してほしいです。民間経営の常識では考えられないような繰入金などを含んだ予算上の黒字が報告されていますが、民間経営と同じ意味で黒字化したとは信じられません。「黒字」とは県民税を大量に注ぎ込んだ上での事であってはならないと思います。県立病院は県民全体の福祉の為に使用すべきものです。専門的な機能を持った病院ならその価値があると思いますが、過疎地域の福祉に特別に支出すべきものではないと思います。市に移管するか廃院にすべきではないですか。真面目に収益性も考えた遠隔地医療を行っている医療関係者から非合理的な施策と取られても仕方がないと思います。多額の県税を県立病院のランニングコストの補填に使わず転用出来れば、10年でガンセンターや大学病院クラスの新病院が建ちます。それが健全経営できれば毎年の税金投入も不要となると思います。	病 院 事 業 庁	県 立 病 院 課	県立病院に対してご意見をいただき、ありがとうございます。各県立病院に関する情報については、「三重県立病院」のHPのトップページ下段にある『情報倉庫』及び『県立病院の概要』にそれぞれ予算決算及び経営指標等について掲載・公表し、逐次更新しておりますのでご参照いただければと思います。 【各県立病院の決算状況】 情報倉庫/財務情報(予算及び決算など) (http://www.pref.mie.lg.jp/D3BYOUIN/johosoko/johosoko.htm) 【経営指標】 県立病院の概要/三重県病院事業年度報告 (http://www.pref.mie.lg.jp/D3BYOUIN/johosoko/kessan.htm) また、地方公営企業は、独立採算が原則とされていますが、地方公営企業法により政策的に必要な経費等については、一般会計が負担するものとなっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。なお、県立病院のあり方に対するご意見をいただきましたが、三重県病院事業庁では、県立病院改革の所管である健康福祉部医療対策局が平成22年3月に策定した県立病院改革に関する基本方針に基づき、取組を進めておりますので重ねてご理解のほどお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
53	2013/6/10	電 子 メール	照会	送迎自動車のアイドリングについて	先日県庁へ行った時、議会棟の玄関に横付けされた黒塗りの高級自動車がエンジンをかけたまま止まっています。暑い日だったのでアイドリングをしてエアコンを効かせながら議員を待っていたのだと思います。三重県は、議員が乗る車はアイドリングをしてエアコンを効かせながら待つようになっているのでしょうか。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	直ちに職員に注意を喚起するとともに、今後、公用車・自家用車を問わず自動車の運行に当たっては、燃料消費の節減と排出ガスの削減のため、アイドリングストップの徹底をはじめ、エコドライブを励行するよう指導いたしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、いただきましたご意見は、職員に周知いたします。	す で に 実 施 し て い る
54	2013/6/6	電 子 メール	提案 意見	教員の処分について	記者会見をしていた担当者から緊張感が伝わってきません。もっと緊張感をもって職務に当たってください。	教 育 委 員 会	教 職 員 課	ご意見ありがとうございます。今回の教職員の不幸事につきまして、学校教育に対する信頼を損なうことになり、関係者の方々並びに県民の皆様から心からお詫び申し上げますとともに、こうしたことがないよう、様々な機会をとらえて、各公立学校に対し服務規律の確保を徹底してまいります。また、担当課としましても、その職責を重く捉え、真摯に対応させていただいているところです。今後も、県民の皆様からの信頼を損ねることのないよう、誠実に対応してまいります。	す で に 実 施 し て い る

55	2013/6/6	電子メール	提案意見	教員の処分について	教員の処分について、会見をしていた担当者から緊張感が伝わってきませんでした。もっと緊張感を持って職務に当たってください。教員は子どもへの影響が非常に大きいということをわかっているんですか。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。今回の教職員の不祥事につきまして、学校教育に対する信頼を損なうことになり、関係者の方々並びに県民の皆様には心からお詫び申し上げますとともに、こうしたことがないよう、様々な機会をとらえて、各公立学校に対し服務規律の確保を徹底してまいります。また、担当課としましても、その職責を重く捉え、真摯に対応させていただいているところです。今後も、県民の皆様の信頼を損ねることのないよう、誠実に対応してまいります。	すでに実施している
56	2013/6/17	電子メール	照会	教員採用試験合格後の配属について	小中学校教諭で採用された場合、初任校でいきなり特別支援学校に配属されることはありますか。もし配属されるのであれば、何のために採用区分を分けて試験（特別支援学校教諭）を実施しているのですか。また、今後ある程度、特別支援学校教諭（専門）の職員数が増えてきたら、小中学校教諭（普通学校）との人事交流はななく方向で検討していますか。	教育委員会	教職員課	特別支援学校において児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行っていくには、障がいについての基礎的な知識・理解と、専門性を有する教員が必要であることから、「特別支援学校教諭」を募集しているところです。加えて、特別支援学校の教諭を確保するとともに、公立小中学校における特別支援教育の充実を図るため、小学校教諭または中学校教諭として合格した人を特別支援学校の教諭として採用し、一定の経験を積んだ後、公立小中学校に異動させることもあります。なお、特別支援学校教諭と公立小中学校教諭の人事交流につきましては、小中学校及び特別支援学校の双方における教育の充実にも有意義であることから、引き続き交流を行っていきたくと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
57 (A)	2013/5/30	提案箱	提案意見	県立学校現業職員の採用について	現在は、県立学校において現業職員の募集を行っていませんが、今の不安定な雇用状況だけではなく、学校現業職員の業務の重要性を考慮して、定年退職等が発生した場合において、採用選考を実施してください。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。現業業務については、全国的に業務委託など、業務のあり方を見直す動きがあります。本県県立学校現業業務についても、現在、業務のあり方を検討しているところであり、現在、新たな採用は行っていませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
58 (59)	2013/6/11	電子メール	照会	教職員の家賃補助について	私の知人（学校職員）から聞いた話ですが、家賃補助があるという話を聞きました。独身者で実家から2キロぐらしか離れていない場所で一人暮らしをしているのに、なぜ家賃補助が出るのですか。民間意識では考えにくい事象ですのでご質問させていただきます。会社（役所）都合で遠方への勤務で仕方がないとかなら理解できますが、単に、一人暮らしがしたいという理由であると考えられます。住所（実家等）と職場が何キロ離れていたら補助が出るといった規定は存在するのでしょうか。その家賃補助の基は税金であり、個人の私用なものに使われるべきでないのではないのでしょうか。公務員の方々個人を非難するつもりは毛頭ございません。制度がどうなっているのか知りたいのです。県民は日々皆様と同じように一生懸命働いて、税金を納めております。その使い道は意義あるものに使って頂きたい所存です。1. なぜ家賃補助があるか2. 居住地と職場の決定要素3. 家賃補助の規定について（距離、金額等）4. もし本当に家賃補助があるなら、税金を使っていることにどのようにお考えか以上4点についてご教示くだされば幸いです。よろしくお願い致します。	教育委員会	教職員課	2. 教職員の配置については、新規採用時には、原則として出身地や生活の本拠地以外の学校に配置していません。また、その後の異動については、それぞれの学校の必要性に応じて、教職員の年齢、教科、勤続年数等を考慮し、配置校を決定しており、いずれの場合も配置校に応じて本人が居住地を決定することとなります。	すでに実施している
59 (58)	2013/6/11	電子メール	照会	教職員の家賃補助について	私の知人（学校職員）から聞いた話ですが、家賃補助があるという話を聞きました。独身者で実家から2キロぐらしか離れていない場所で一人暮らしをしているのに、なぜ家賃補助が出るのですか。民間意識では考えにくい事象ですのでご質問させていただきます。会社（役所）都合で遠方への勤務で仕方がないとかなら理解できますが、単に、一人暮らしがしたいという理由であると考えられます。住所（実家等）と職場が何キロ離れていたら補助が出るといった規定は存在するのでしょうか。その家賃補助の基は税金であり、個人の私用なものに使われるべきでないのではないのでしょうか。公務員の方々個人を非難するつもりは毛頭ございません。制度がどうなっているのか知りたいのです。県民は日々皆様と同じように一生懸命働いて、税金を納めております。その使い道は意義あるものに使って頂きたい所存です。1. なぜ家賃補助があるか2. 居住地と職場の決定要素3. 家賃補助の規定について（距離、金額等）4. もし本当に家賃補助があるなら、税金を使っていることにどのようにお考えか以上4点についてご教示くだされば幸いです。よろしくお願い致します。	教育委員会	福利・給与課	住居手当に関するご意見をいただき、ありがとうございます。1、3及び4について回答いたします。1. 地方公務員の給与は、地方公務員法により国や他の地方公共団体、民間事業の従事者の給与を考慮して定めなければならないとされており、本県においても、民間給与実態調査の結果などにに基づき行われる人事委員会勧告を受けて、条例により決定しています。その中で、自ら居住するために住宅を借り受け、一定額以上の家賃を支払っている職員に対し、住居手当を支給することとしています。3. 住居手当については、公立学校職員の給与に関する条例第15条の3に基づき、自ら居住するために住宅を借り受け、月額8,000円を超える家賃を支払う職員を対象に、家賃の月額に応じて27,000円を上限として支給しています。なお、配置校からの距離等による要件は設けておりません。4. 人事委員会が毎年実施する民間給与実態調査における昨年度の住居手当の調査結果では、民間企業の約50%が手当を支給しており、借家・借間居住者に対する手当の最高支給額は27,000円以上28,000円未満が中央値となっていることから、概ね県職員の住居手当（上限27,000円）と均衡しています。今後も国や他の地方公共団体、民間の状況等を勘案し、必要な見直しを行って適正な給与制度・運用に努めていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。	すでに実施している
60 (A)	2013/6/7	電子メール	提案意見	公務員の給与削減について	先日、給与削減の合意がなされたとのことですが、知事のパフォーマンスで給与が決まったような気がしません。これでは個人の会社と同じです。給与がもともと多い職員は多少減っても困らないでしょうが、一般的な職員がどんどん給与のカットをされることに憤慨しています。そのうえ「勤務時間縮減の努力を」と言われても困ります。学力向上に日々努力している教育の現場をどのように考えているのですか。勉強が大変な子どもは多くいるのです。教育現場のモチベーションはどんどん下がりに、やる気のない管理職と教員を作っていると思えます。	教育委員会	福利・給与課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画で地方公務員の給与関係費が削減されたことにより、本県の平成25年度当初予算編成において地方交付税の減額等により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応について、本県の厳しい財政状況を考えると、人件費を含めた財源捻出を行うことが必要となりました。つきましては、今年度の予算執行に支障を及ぼさず、県民サービスを低下・後退させないこと、また、2年連続での給与減額となることから職員への影響も検討した結果、人件費による財源捻出を約53億円として、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限を定め、三重県教育委員会が給与を負担する職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）の減額と管理職手当を10%減額する条例案を提出いたしました。今後とも引き続き健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 （注）条例案を三重県議会6月定例会議に提出し、平成25年6月28日に可決されました。	反映は困難である
61	2013/5/27	電子メール	提案意見	県立高校の夜間照明について	もうすぐホタルの季節になります。この時期になると、家の近くの水路と田んぼには、ホタルがたくさん飛び交います。しかし、近くの高校の夜間照明が点灯していると、光が届いてホタル鑑賞ができなくなります。定時制があるので、照明をなくすわけにはいかないとはいえませんが、無駄な方向に光を照射しないでください。	教育委員会	保健体育課	ご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘いただきました照明について当該高校に状況確認したところ、野球部が20時頃まで練習していることから、部活動の練習のための照明であることを確認しました。生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として行われているものであります。当該高校には、練習後のすみやかな消灯など、学校としてできる限りの改善をするよう指導しました。ご理解いただきますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した

62	2013/ 6/24	電子 メール	提案 意見	世界遺産登 録について	三重県としてはなぜ伊勢神宮の世界遺産登録申請を行わないのですか。また、予定はあるのか、検討課題に上っているのか知りたいです。	教 育 委 員 会	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	ご意見をいただき、ありがとうございます。伊勢神宮は、今年、第62回の式年遷宮を迎えました。遷宮に伴って新調される建物や装束神宝につきましては、形状と材質の再現とともに、製作技術が連綿と伝承されており、これは、古式の形態を常に新しい状態で現在に伝える貴重な営みです。遷宮は、1300年にわたって続けられてきており、神宮そのものが長い歴史性とともな永続性をも兼ね備えているあかしと言えます。この機会に、多くの人々にその魅力に接していただきたいと思います。一方、世界遺産への申請にあたっては、国指定文化財として、文化財保護法により適切な保護管理体制がとられていることが条件ですが、現在は、国指定文化財ではありません。国指定文化財となるには、所有者の申請等により市指定文化財となった後、市の推薦と審議を経て県指定文化財となり、最終的に、国の審議を経ることが必要です。神宮を、文化財保護法で規定される公共の文化財として指定することは是非については、様々な考え方があると思われます。また、国際連合の一機関であるユネスコ（国際連合教育科学文化機関）に世界遺産として認められることが、神宮にとってふさわしいものか、所有者の判断も尊重されるべきと考えております。したがって、現時点では、申請の予定はありません。	反映 は 困 難 で あ る
----	---------------	-----------	----------	----------------	--	-----------------------	---	--	----------------------------------